

福岡市公報

令和2年4月20日 第6667号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 条	次— 例	ページ
○福岡市介護保険条例の一部改正（第34号）	1

条	例
---	---

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第34号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「23,703円」を「18,233円」に、同条第3項中「38,290円」を「29,173円」に、同条第4項中「52,876円」を「51,053円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和2年度における普通徴収の特例）

第13条 令和2年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第9条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

